平成 29 年度（2017 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私　　法

C 日程入試

（注意）
１．問題冊子（表紙を含む）は３枚です。
２．問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
３．問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
４．解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
５．問題１と問題２の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 29 年度（2017 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私　　法

※　問題１と問題２の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題１

つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

Ｘは、父Ａと母Ｂとの間の子である。Ａが２０１４年に死亡し、遺産分割協議の結果、Ａの財産であった甲土地についてはＸが取得し、登記も経由した（遺産分割協議に問題はないものとする）。

２０１５年１１月、Ｃ（Ａの弟）がその代表者をつとめるＤ会社は、Ｅ銀行から２５００万円を借り受けた。Ｄは、本件借受けについて、Ｙ信用保証協会との間で保証委託契約を締結し、ＹはＥに対して、Ｄの借受金債務を保証する旨を書面で約した。本件保証委託契約の締結にあたっては、Ｃの希望により、Ｘの所有する甲土地につき、保証委託取引に基づきＹがＤに対して取得する債権を担保するための根抵当権を設定することになった。Ｃの依頼を受けたＢは、Ｘ（当時１８歳）を代理して、根抵当権設定契約を締結し、根抵当権設定登記手続きを行った。なお、本件借受金の使途は、Ｄの事業資金であり、Ｘの生活資金のためではなく、Ｙは根抵当権設定契約当時、この事実を知っていた。

Ｘは、成人に達した後、Ｙに対して、根抵当権設定登記の抹消登記手続きを請求した。

【問い】

Ｘの請求はどのような場合に認められ得るかを、最高裁判例の立場に沿って論じなさい。

問題２　つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

Ｙ株式会社（以下、「Ｙ社」とする。）は、会社法上の公開会社であり監査役設置会社であるが、上場会社ではない。Ｙ社は、種類株式発行会社ではない。Ｙ社の発行済株式総数は１万株であり、株主数は１５名である。Ｙ社の定款に記載された発行可能株式総数は、３万株である。

Ｙ社はここ数年業績が悪化して、平成２７年秋には経営が苦しい状況となっていた。そこで、経営の建て直しのために、Ｙ社は資本提携先を探すことにした。Ｙ社は、上場会社であるＰ社に資本提携を打診したところ、Ｐ社は、Ｙ社に出資することに同意した。Ｐ社は、Ｙ社の技術力に注目し、Ｙ社を子会社としたいと考えた。

そこで、Ｙ社は、１万２０００株の募集株式を発行し、そのすべてをＰ社に割り当てることとした（以下、「本件募集株式発行」とする。）。なお、本件募集株式発行前、Ｐ社は、Ｙ社の株主ではなかった。

Ｙ社は、取締役会で本件募集株式発行を決定し、会社法上必要とされる株主への通知を適法に行った。Ｙ社設立当時からの株主であり、Ｙ社株式２５００株を保有するＸは、本件募集株式発行に反対したいと考えた。そこで、Ｘは、本件募集株式発行に反対する旨をＹ社に対して通知した（以下、「Ｘによる反対通知」とする。）。Ｘによる反対通知も、会社法の規定に従い適法になされた。

Ｙ社の代表取締役Ａは、Ｘによる反対通知に戸惑い、株主総会を開催して、すべての株主の意向を聞くことも考えた。しかし、Ｐ社との資本提携をできるだけすみやかに進めるために、結局、Ａは、株主総会を開催せず、本件募集株式発行を実施した。

本件募集株式発行の効力発生日の１か月後、Ｘは、本件募集株式発行につき株主総会の決議がないことを理由として（他の理由は主張していない。）、本件募集株式発行無効の訴え（新株発行無効の訴え）を提起した。

【問い】

Ｘの請求を認めるべきか否かについて論じなさい。